

伊藤参考人追加提出資料

第3回専門委員会での議論を受けた補足説明

2025年9月17日

弁護士 伊藤 建（富山県弁護士会）

第1 法8条2項の「こえないものでなければならない」の法的拘束力

1 第3回委員会での意見

第3回委員会に置いて、法8条2項の「これをこえないものでなければならない」の法的拘束力につき、各委員からは、次のとおりのご意見があった。

岩村委員長より、一委員の意見として、広辞苑によれば、「沿う」とは、「基準となるものから離れないようにする。」ないし「適応する。」という意味であるから、「要請である」との表現との違いは存在しないとの見解が示された。

太田委員は、「法の沿うところの行動をとるというのは、基本、法の要請である。法に沿うところの行動だけれども、採るべきでないとなれば法が要請することはあり得ないので、日本語として違いを見出す必要はない」という。その理由として、太田委員は、最高裁は上品な機関なのでむきつけな言い方はしないため、要請だというのはどぎつく、沿うところの方がいいと思うのはあり得ること、老齢加算福岡訴訟最判と同東京訴訟最判の記述は後者に統一されたというが、本判決は「国の財政事情」に関する部分では老齢加算福岡訴訟最判の記述を採用しているから、老齢加算に関する福岡訴訟最判と東京訴訟最判は同じことを言っているものと理解したと考えられることを示した。

さらに、岩村委員長は、「永続的に最低限度の生活水準というのを超えているというような形にするのは、8条2項が予定するものではないような気がする」との見解を示し、太田委員からは、老齢加算訴訟最判の説示は、激変緩和措置のように「永続させる趣旨はない」場合、「削ることを前提にどのくらいの期間をかけて削るか、どういう削り方をするか」について裁量があるだけであり、法8条2項に法的拘束力がないわけではないという趣旨の見解が示された。

2 広辞苑は「要請」を「強く請い求めること。必要とすること。」と解している

しかし、広辞苑において、「沿う」と「要請」との間には大きな違いがある。広辞苑〔第7版〕によれば、「要請」とは、「強く請い求めること。必要とすること。」と記載

されている。「沿う」については、岩村委員長ご指摘のとおり「基準となるものから離れないようにする。」ないし「適応する。」という意味であるが、これらには「強く請い求める」ないし「必要とする」というニュアンスは一切含まれていない。

法律上、ある法規範の解釈として、「禁止」と「要請」との間に、どちらでもよいという「裁量」があることは、一般的に認められている。最高裁は、永住者等の一定の外国人に地方参政権を与えることは、憲法上の要請ではないが、「憲法上禁止されているものではない」と判断している（最3小判平成7年2月28日民集49巻2号639頁）。同性婚を認めるか否かについても、憲法24条等の「要請」ということはできないとする見解も、「禁止」されているわけではなく、国会の「裁量」であるとの見解が主張されている。

一例を出そう。憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」、同2項は配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と定めている。

「同性婚を認めることは、憲法24条の規定に沿うところである」という文章は、同性婚を認めることは憲法上の要請であるとまでは明言しないものの、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」するという憲法24条1項や、「配偶者の選択」という「婚姻及び家族に関する事項」について、「個人の尊厳」に立脚して制定すべきとする憲法24条2項から「離れない」ものであり、むしろ「適応する」ものであるという意味にとらえられる。

これに対し、「同性婚を認めることは、憲法24条の規定の要請である」という文章になると、まったく意味が変わる。同性婚は、憲法24条が「強く請い求めること。必要とすること。」を意味することになり、国会は、同性婚に関する法律を制定しなければ、憲法24条に違反することになる。

最高裁があえて異なる文言を用いているにもかかわらず、そこには何らの意味をも見いだせないと解する方が不自然である。太田委員は、「最高裁は上品な機関なのでむきつけな言い方はしない」と主張するが、最高裁が疑義を呼ばないように細心の注意を払って判決文を起案していることは周知のとおりであり、広辞苑によれば意味の異なる言葉を「同じ意味」ということはできない。また、太田委員は、「法の沿うところの

行動をとるというのは、基本、法の要請である。法に沿うところの行動だけれども、採るべきでないと法が要請することはあり得ないので、日本語として違いを見出す必要はない」と主張するが、当職の見解は、「法に沿うところの行動だけれども、採るべきでないと法が要請すること」を求めるものではない。同じ具体例でいえば、「法に沿うところの行動だけれども、法が採るべきと義務付けない」ことはあり得るということである。このことは、上記の外国人の地方参政権や同性婚に関する具体例からも明らかである。

3 「沿う」と「要請」については老齡加算東京訴訟最判の説示に統一された

また、「沿う」と「要請」に関する記述が、その後、すべて老齡加算東京訴訟最判の「沿う」に統一され、本判決もこれを採用したことは、既に主張したとおりである（第2回専門委員会・当職提出資料6-1-2参照）。

太田委員は、「国の財政事情」について、老齡加算福岡訴訟最判が、基準改定の場面と激変緩和措置の場面とを区別することなく考慮事項として明示したのに対し、同東京訴訟最判が基準改定の場面からは削除し、その後の福岡訴訟差戻後上告審最判、京都訴訟最判が後者を採用したのに対し、本判決が再び福岡訴訟最判の説示を採用したことを理由に、本判決は、老齡加算東京訴訟最判と福岡訴訟最判とを同じことを言っていると理解していると主張する。

たしかに、本判決は、「同条1項〔筆者註：法8条1項のこと〕の委任を受けた厚生労働大臣が」としていること¹や、老齡加算とは事案が異なると指摘されていた堀木訴訟最大判（最大判昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁）を参照していないこと²から、学説の指摘を踏まえて、老齡加算訴訟最判の記述を見直していることは確かである。

太田委員が指摘する「国の財政事情」を基準改定の場面の考慮事項としてよいかにつ

¹ 厚生労働大臣の裁量権が法8条1項の委任を受けたものであることを指摘するものとして、巽智彦「生活保護基準の改定に係る厚生労働大臣の裁量の範囲について」渡辺康行〔編〕『憲法訴訟の実務と学説』（日本評論社、2023年）255頁以下参照。

² 堀木訴訟最大判の射程が老齡加算訴訟や本件に及ばないとの指摘として代表的なものとして、前田雅子「保護基準の設定に関する裁量と判断過程審査」曾和俊文＝野呂充＝北村和生＝前田雅子＝深澤龍一郎〔編〕『行政法理論の探求』（有斐閣、2016年）311頁以下、315頁註8参照。

いては、憲法学上も行政法学上も疑問が示されていたことから、本判決は、決定打となるような記述を避けたのであろう。実際問題として、本件訴訟において、少なくとも、国側は、判断過程において「国の財政事情」を考慮事項として列挙していなかったことから、本判決は、「国の財政事情」に関する論点について、結論を出す必要性もなかった。

一方で、本判決においては、最高裁の多数意見は、ゆがみ調整を違法とせず、デフレ調整を違法と判断したのであるから、本判決後に新たな改定がなされることを当然予期していたといえる。だからこそ、反復禁止効を広く解する観点から、宇賀裁判長は、当事者双方に対して、本件改定当時の説明ではなく、わざわざ事務連絡において、現時点での説明を求めたのであろう。そうすると、法8条2項の法的拘束力について、これを「沿う」とするか、「要請である」とするかについても、当然見直しをしたうえで、あえて「沿う」という表現を採用したと読むのが自然である。

4 法的拘束力があるとすれば激変緩和措置を採ることは違法となる

以上を踏まえれば、法8条2項の「こえないものでなければならない」は、法的拘束力があると解することはできない。

これに対し、岩村委員長は「永続的に最低限度の生活水準というのを超えているというような形にするのは、8条2項が予定するものではないような気がする」と述べ、太田委員も、厚生労働大臣に認められる裁量は「削ることを前提にどのくらいの期間をかけて削るか、どういう削り方をするか」に限られると主張する。

しかし、これらの見解によれば、少なくとも、激変緩和措置を採っている期間において法8条2項の明文規定に違反することになるところ、なぜ厚生労働大臣にこの範囲に限定された範囲であれば裁量権が認められるのかについて、法律上の根拠が明らかではない。

太田委員は、最高裁が議員定数不均衡について「合理的期間内」に是正されない場合に初めて違憲となるとの判断を参考に行っているようであるが、これは、前提として選挙区割り等が立法裁量事項であることに加え、「人口の異動は不断に生じ、したがって選挙区における人口数と議員定数との比率も絶えず変動するのに対し、選挙区割と議員定数の配分を頻繁に変更することは、必ずしも实际的ではなく、また、相当でもない」という例外的な特殊事情があったからである（最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁）。

しかし、いずれにせよ「合理的期間内」であれば上乗せできるという見解を採用するためには、前提として、厚生労働大臣に上乗せをする裁量があるとの解釈を採らねばならない。太田委員は、法 8 条 2 項の「こえないものでなければならない」に法的拘束力があると解するため、厚生労働大臣に上乗せをする裁量はないことになり、「合理的期間内」であれば裁量があるとする法律上の根拠は示されていない。

そうであれば、上記のとおり、広辞苑に基づき、引き下げることは、法 8 条 2 項に「沿う」、すなわち「基準となるものから離れない」ところではあるが、同項の「要請」、すなわち「強く請いもとめる」ないし「必要とする」とまではいえないとの解釈の方が、日本語の観点からも自然である。

万が一、法 8 条 2 項の「こえないものでなければならない」に何らかの法的拘束力があるとしても、必ずしも、引き下げることを法的に要請するものではなく、引き下げるか否かについて、厚生労働大臣の裁量があると解すべきである。この立場からしても、「合理的期間内」を超えていれば、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱ないし濫用として違法とする余地はある。

したがって、法 8 条 2 項の「こえないものでなければならない」を前提としても、厚生労働大臣は、引下げをすることが法律上義務付けられていると解することはできない。

第 2 不利益変更に関する主張の補充

太田委員より、「2 分の 1 処理を除くゆがみ調整部分については適法であると判断されているから、特別な信頼を与えていない」との指摘があったが、興津委員が正しく指摘するとおり、本件改定に基づく変更処分がなされる前の状態に戻っていることから、当該権利に対する事後的な変更であることに疑いはない。いったんは、実体法上の給付請求権が発生していることを踏まえれば、これが支払われるという期待的利益が存在することに疑いはないから、「特別な信頼」がないとはいえない。仮に、太田委員ご指摘のとおり、授益的処分の撤回制限に関する先例の射程が直接及ばないとしても、既に法律上発生している権利を不利益に変更するという意味では、授益的処分の撤回制限と同様の検討は必要であろう。

また、第 3 回委員会では正面から議論はされなかったが、行政法上の授益的処分の撤回制限の問題とは別に、一度発生した財産権に対する制約があることから、憲法 29 条ないし憲法 25 条を踏まえた憲法上の正当化が必要であることも忘れてはならない。太

田委員のご指摘を踏まえても、憲法上の権利に対する制約であることは肯定し得るところであり、「特別な信頼」があるか否かは、当てはめの段階において「いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度」として考慮し得る一事項にとどまる。

本委員会は、本判決を受けた措置に対する行政庁の判断過程を構成するものであるから、当職らの提示した論点について、過誤・欠落がないよう、当職が提示した最高裁判例を踏まえ、考慮事項を具体的に整理した上で、その比較衡量に関する判断過程も明らかにされたい。

第3 本件改定的前提となる事実関係に関する補足説明

本件改定的前提となる事実関係に関する厚労省の説明について、疑義があるので、当方らの意見を念のため補足しておく。

1 水準均衡方式は「一般低所得世帯」ではなく「一般国民」との比較をするものである

まず、厚労省は、第3回専門委員会資料1（3頁）において、昭和59年度以降現在まで用いられている「水準均衡方式」について、「一般国民の消費実態との均衡上妥当とされた水準（実際には低所得世帯の消費水準と均衡のとれる水準）を維持する」方式であると説明した（下線部は筆者による。）。

しかしながら、第2回専門委員会・当職提出資料6-1-2（12頁以下）で詳述したとおり、水準均衡方式が比較対象としているのは、「一般国民」全体の消費実態であって、単純に第1・十分位（下位10%）の低所得世帯の消費水準との均衡のみをとろうとするものではない。この点は、第3回専門委員会において、太田委員が、要旨「一般国民といいながら低所得世帯への都合の良い入れ替えが起こっているのではないか」と正当に指摘したとおりである。

厚労省は、「消費を基礎として改定する場合には減額率が▲12.6%と大きくなることが想定された」と主張しており（第1回専門委員会資料2・5頁）、今後、「平成24年検証当時の消費や物価などに関する指標（家計調査等の公表資料等）」（同・10頁）が提出される可能性がある。しかし、第1・十分位の消費水準との比較には、上記の問題があるうえ、前掲の当職提出資料（9頁以下）で詳述したとおり、反復禁止効、紛争の一時的解決の要請に反することからも、こうした資料の検討は行われるべきではない。

2 総務省は低所得世帯の品目別ウェイトデータを保有していること

村田委員が、生活扶助相当 CPI の算出にあたって総務省 CPI の一般世帯の品目別ウエイトを用いた理由について質問したのに対し、厚労省担当者は、要旨、「一般低所得世帯の品目別ウエイトは総務省 CPI の資料にない」、「第 1・十分位については分類が大きなものしかない」と説明した。しかし、この主張は、訴訟の過程でも国側が繰り返し主張してきたものであるが、大きな誤解を招くものである。

国側は、訴訟において、「家計調査には、収入階層別のウエイトのデータもあるが、これについては、いくつかの品目をまとめた『類』レベルでのウエイトのデータのみが存在し、品目別のウエイトのデータは存在しない」ので、「家計調査の収入階層別のウエイトを用いた場合にも、消費者物価指数の詳細な品目ごとの消費の支出の割合を反映した物価指数を算出できなくなる」と主張していた（大阪訴訟における控訴審第 5 準備書面 34～35 頁）。

しかし、第 1 に、家計調査には「年間収入 5 分位階級別」の「品目別支出金額」のデータが公表されている。この点は、当方らを敗訴させた大阪訴訟控訴審判決（大阪高判令和 5 年 4 月 14 日判タ 1521 号 44 頁）ですら、「弁論の全趣旨によれば、第 1・五分位の品目別ウエイトのデータは公表されており、これを使用して物価変動率を算出することは可能であった」と適法に事実認定されている（同 58 頁）。国の主張は、5 分位階級別の品目別ウエイトのデータが公表されていることを示していない点において誤解を招くものである。池田和彦教授が上記の第 1・五分位のデータを用いて平成 22 年のウエイトによる生活扶助相当品目について試算したところ、平成 20 年から平成 23 年の物価下落率は 2.81%であった³。

第 2 に、第 1・十分位については、総務省 CPI にかかる個別品目のウエイトに関するデータは「公表」はされていないが、当然のことながら、第 1・五分位と同様にデータ自体は存在する。実際に、厚労省は、「ゆがみ調整」にあたって、総務省から第 1・十分位の個票データの提供を受けて検討をしたのであるから、同様にこうしたデータを入手して検討することは容易に可能であったはずである。弁護団において、平成 22 年の家計調査の第 1・十分位の「個別品目」ではなく、公表されている「類」レベルのデータを用いた計算ではあるが、平成 20 年から平成 23 年までの物価下落率を生活扶助

³ 池田和彦「消費者物価指数と生活保護基準（その 3）－『生活扶助相当 CPI』算定方法の検証」賃金と社会保障 1586 号 4 頁以下。

相当 CPI と同様の方法で計算したところ、その下落率は 2.34% であった。

なお、福岡訴訟控訴審判決（福岡高判令和 7 年 1 月 29 日判タ 1532 号 50 頁）は、「厚労省は、被保護世帯又はこれに準じた世帯の消費構造を調査した結果に基づいて被保護世帯のウェイトを算定すべきであったというべきである」としたうえで、原告訴訟代理人による試算を採用し、「ウェイトだけを社会保障生計調査に基づくものに変えて物価変動率を算定すると、単身世帯で 1.48% 減、複数世帯で 2.12% 減となり、単純平均しても約 1.8% 減にとどまったことがうかがわれる」として、家計調査に基づくウェイトを用いたことを不合理であると結論づけている⁴。

本専門委員会が公正に行われるべきところは、委員の皆様方も同意するところであろう。当職としては、厚労省が本件の同種訴訟で否定された説明を再び繰り返すことに対して、遺憾の意を表明せざるを得ない。委員の皆様方におかれては、当職の指摘も踏まえ、正しい事実認識の下でご判断いただきたい。

以 上

⁴ 札幌高判令和 7 年 3 月 18 日判例集未搭載（25 頁）も同様に判断をしている（引用元：https://inochinotoride.org/file/250318_sapporo_kosai_hanketsu.pdf）。なお、判例集未搭載の下級審判決は、「いのちのとりで裁判全国アクション」のウェブサイト（<https://inochinotoride.org/>）に掲載されている。

特集◎生活保護バッシングの果てに その2

消費者物価指数と生活保護基準(その3)

「生活扶助相当CPI」算定方法の検証

筑紫女学園大学人間科学部教授

池田 和彦

目次

はじめに

1 厚生労働省による

「生活扶助相当CPI」算定の方法

2 「家計調査」にみる

年間収入五分位階級における
第I階級の消費実態

3 生活保護基準を検討するうえで

厚生労働省が果たすべき
最低限度の責務

おわりに

はじめに

筆者は、本誌第一五七三号(この号に掲載した拙稿を、以下「拙稿①」と略記)、および第一五八〇号(同じく、以下「拙稿②」と略記)において、厚生労働省によるデフレを根拠とした生活扶助基準引き下げ論に批判的検討を加え、大幅な物価下落がみられるのはテレビやビデオレコーダー、パソコン、カメラ、冷暖房器具など、要保護世帯をはじめとする貧困・低所得世帯が頻繁に購入することはない商品であって、これら世帯の消費実態に重いウェイトを占める食費や光熱水費などの物価はむしろ上昇傾向にあることなどを指摘した⁽¹⁾。

「拙稿①」はもちろん、「拙稿②」を執筆した時点においても、厚生労働省は、生活扶助基準引き下げの根拠として同省が提示した「生活扶助相当CPI」の算定方法について、その詳細を公表していなかった。しかしその後、参議院議員福島みずほによる「生活扶助基準の見直しに関する質問主意書」(平成二五年二月一八日付質問第三〇号、本誌第一五八五号参照)に対する「答弁書」という形で、ようやくその算定方法が提示されるに至ったのである。

本稿は、ここに明らかとなった「生活扶助相当CPI」算定方法について検討を加え、生活扶助基準を検証する際に必要となる前提条件を明らかにすることを目的とするものである。

1 厚生労働省による

「生活扶助相当CPI」算定の方法

「拙稿①」において、筆者はまず、物価が下落しているという一般的なイメージがあるとしても、生活必需品から嗜好品まであらゆる商品価格が一律に下落しているわけではないことを指摘し、さらに、「拙稿②」において「勤労者世帯年間収入五分位階級」別に、各品目が消費支出全体に占める割合、すなわち「ウエイト」を検証した²⁾。

その結果、「食料」や「光熱・水道」といった生活必需品のウエイトは貧困・低所得世帯ほど重く、逆に、「家具・家事用品」や「教養娯楽」のような物価下落が激しい高額の嗜好品を多く含む品目では高額所得世帯ほどウエイトが重いことが明らかになった。また、一見すると生活必需品であるかに思われる「被服及び履物」についても高額所得世帯ほどウエイトが重いことがわかり、貧困・低所得状態になるほど、こうした品目でも節約を図っている生活実態が浮き彫りとなった。

そして筆者は、厚生労働省が提示した「生活扶助相当CPI」は、こうした階層による消費傾向の相違を無視した平均的ウエイトを使用して算定されている可能性が高いことを

この「拙稿②」執筆時点で指摘したが、その後、前述の通り公表された「生活扶助相当CPI」の算定方法は、まさにこの予想通りの代物であった。

この算定方法については、本誌第一五八五号掲載の白井康彦「生活扶助相当CPIの謎を解く」(二〇一三年五月、以下「白井論文」)が既にそのカラクリを暴露しているものでそちらを参照していただくこととし、本稿では、入手可能な統計資料から、可能な限り要保護世帯をはじめとする貧困・低所得世帯の消費実態を分析し、厚生労働省による「生活扶助相当CPI」なる概念を検証することにした。

2 「家計調査」にみる

年間収入五分位階級における

第I階級の消費実態

さて、この検証作業に使用した統計調査は、消費者物価指数算定の基礎としても使用されている総務省「家計調査」である³⁾。そしてここには、年間収入五分位階級別にそれぞれの消費実態を把握できるデータも公開されている。

「年間収入五分位階級別一世帯当たり品目別支出金額及び購入頻度(総世帯)」⁴⁾という

タイトルが付された数表がそれである。そして、後に説明する計算方法によって、最も収入の低い第I階級(収入が最も低い二〇%の世帯)の消費実態における「ウエイト」と厚生労働省が「生活扶助相当CPI」算定に当たって採用している「平均」的なそれとの間にどの程度の差があるのかを検証し、第I階級の「生活扶助相当CPI」について分析することとしたい。もしここに看過し得ない大きな差が見出されるようであるならば、厚生労働省には少なくともいったん、同省が提示している「生活扶助相当CPI」を根拠とする生活扶助基準引き下げ案を撤回し、その検討を最初からやり直す責務が発生するからである。

ではここで、その計算方法を紹介しておく。残念ながら、「家計調査」と「消費者物価指数」とでは、そのままでは細かな品目が必ずしも一致していない。しかし、「平成二二年基準消費者物価指数の解説」⁵⁾の中の「IV 平成二二年基準消費者物価指数作成関係資料」の「5 家計調査品目の指数品目への分割統合」⁶⁾を使用すると、両調査の品目を比較することが可能になる。そして、第I階級について、各品目に支出した金額を消費支出総額で除した数値に一〇〇〇を掛けることに

よって、各品目のウエイトを計算することができる。そこから先の計算方法は、掛け合わせるウエイトが異なること以外は、厚生労働省による「生活扶助相当CPI」算定方法と同じである。

こうした計算作業を経て、厚生労働省による「生活扶助相当CPI」と第Ⅰ階級の「生活扶助相当CPI」とを比較したものが表1（本論文の末尾に掲載）である。ご覧いただいた通りの大きな数表となっているが、できるだけ詳細に参照していただきたい。

まずは、大まかな計算結果から紹介する。

厚生労働省の「生活扶助相当CPI」算定方法は、表1に示した各品目の消費者物価指数（表1の各年「CPI」欄の数値）に平均的なウエイト（右から二列目「平均ウエイト」を掛け、その合計値（各年「×平均ウエイト」列の最下部にある各年「合計」をウエイトの合計値（「平均ウエイト」列の最下部にある「合計」で除することを得る（各年「×平均ウエイト」列の最下部にある各年「生活扶助相当CPI」というものである。

そして、第Ⅰ階級の「生活扶助相当CPI」は同様の手法で計算した各年「×第Ⅰ階級」の列に示してある数値ということになる。ただひとつ違うのは、前述の通り、「平均ウ

エイト」の代わりに「第Ⅰ階級ウエイト」（表1のいちばん右列「第Ⅰ階級ウエイト」）を使っていることである。

表1の最下部に示した計算結果をご覧いただきたい。各年の「生活扶助相当CPI」が、「平均ウエイト」を採用した場合と「第Ⅰ階級ウエイト」を採用した場合とで異なることがわかるであろう。そしてこれを、四種類の比較時点における「変化率」（＝物価変動の比率）で表わしたものが表2である。

白井論文が明らかにしているカラクリがあるため、確かにすべての時点で物価が下落しているという結果が出ている。しかし同時に、「平均」と「第Ⅰ階級」との間で下落幅が大きく異なっていることも明らかとなっているのである。厚生労働省が採用している二〇〇八年と二〇一一年との比較では、「平均」では四・七八%の下落だが、「第Ⅰ階級」では二・八一%の下落と、その下落率は大きく異なる（このいずれが被保護世帯の消費実態に近いかは言うまでもなからう）。「拙稿②」で指摘しておいた通り、本来は二〇〇四年と二〇一二年とが比較されるべきであると筆者は考えるが、その場合の「第Ⅰ階級」における物価下落率は、わずかに一・六七%に過ぎないのである。

進んで言えば、白井論文が指摘するカラクリを排除して計算したならば、むしろ物価は上昇してさえいるかもしれない。そのことを示唆する資料として作成したものが、表3である。

「拙稿②」でも紹介しておいたが、厚生労働省は、今回の生活扶助基準引き下げを提示した「生活扶助基準等の見直しについて」¹⁰の中で、「生活扶助」は、食費や水道光熱費といった基礎的な日常生活を賄うもの¹⁰である」と解説している。誤解のないように付言する

表2 総世帯平均ウエイトと第Ⅰ階級ウエイトを使用した場合の「生活扶助相当CPI」変化率計算結果の比較

	平均	第Ⅰ階級
2004-2011年の変化率	-6.22%	-1.86%
2004-2012年の変化率	-6.31%	-1.67%
2008-2011年の変化率	-4.78%	-2.81%
2008-2012年の変化率	-4.88%	-2.62%

出所：総務省「消費者物価指数」および「家計調査」をもとに筆者作成

なら、生活保護制度が保障すべきは「健康で文化的な最低限度の生活」なのであるから、生活扶助も食費と水道光熱費さえ保障すれば足りるという水準であつてよいことにはならない。しかしながら、こと生活扶助基準の見直し作業において使用する品目を設定するに当たっては、被保護世帯がめつたに買い替えもしないような高額電化製品などこそ「除外」し、すべての被保護世帯が生活扶助費をもって消費に当てる「食料」と「光熱・水道」などを中心にすべきではないだろうか。

表3 「食料」と「光熱・水道」に限定して、総世帯平均ウエイトと第Ⅰ階級ウエイトを使用した場合の「生活扶助相当CPI」変化率計算結果の比較

	平 均	第Ⅰ階級
2004-2011年の変化率	3.40%	3.40%
2004-2012年の変化率	4.43%	4.63%
2008-2011年の変化率	-0.79%	-0.89%
2008-2012年の変化率	0.20%	0.30%

出所：総務省「消費者物価指数」および「家計調査」をもとに筆者作成

こうした考え方にもとづき、表1に表示してある品目から「食料」と「光熱・水道」以外をすべて除外して各年の間の変化率を計算しなおした結果が表3である。まず、驚かされるのは、「食料」と「光熱・水道」に対象を限定した場合にあつては、その計算に平均ウエイトを使用しても第Ⅰ階級ウエイトを使用しても、大きな差は出ないということである。これは、白井論文が指摘するところの正しさを、逆側から実証する結果であると考えよう。表1をじっくりご覧いただくとわかるように、そもそも「生活扶助相当CPI」を計算するうえで設定している品目自体にも厚生労働省の恣意性がみられるからである。主なものだけ例示するならば、まず、よく指摘されるように高額電化製品については、表1をご覧いただければわかる通り、テレビやパソコンなどの第Ⅰ階級ウエイトは平均ウエイトの二分の一前後に過ぎないにも関わらず、被保護世帯も平均的な水準の消費をしているものとして(平均ウエイトを掛けて)計算されているし、運動用具やがん具、各種の月謝などについても、ほぼ同様の傾向を指摘することができるのである。

また、この計算結果は、厚生労働省が二〇〇八年と二〇一一年とを比較することに固執

する理由が垣間見えるものでもあると言えようが、それでさえ、第Ⅰ階級でわずか〇・八九%の下落が観られるにとどまっております、という、生活扶助基準引き下げの根拠を構成するような数値とは評価できない。そして、それ以外の年の間を比較した場合には、すべてのところで(平均ウエイトを使用して計算した場合でさえ)物価は上昇しているのである。

さらに注目すべきなのは、前述の通り、本来比較すべき二〇〇四年と二〇一二年について第Ⅰ階級ウエイトを使用して計算した変化率をみると、四・六三%の物価上昇となっている点である。これは、厚生労働省がいう「生活扶助相当CPI」四・七八%下落のほぼ正反対の数値であり、生活扶助基準は今回厚生労働省が引き下げるとしている金額に近い程度引き上げることこそが正当であることを示唆している。

以上が、筆者が今回行った試算の概要であるが、ここでひとつ確認しておきたいことがある。この試算は、あくまでも年間収入五分位階級の第Ⅰ階級を対象としているという点である。これをもし、年間収入十分位階級の第Ⅰ階級、もしくは被保護世帯を対象として計算することができるならば、結果が厚生労働省が

働省の示すところからさらに大きく乖離するのは明白なのである。この点を含め、最後に、生活保護基準（直接には生活扶助基準）を検討するうえで厚生労働省が最低限果たすべき責務について指摘しておくこととしたい。

3 生活保護基準を検討するうえで

厚生労働省が果たすべき最低限度の責務

「拙稿①」、「拙稿②」、「白井論文」に加え、本稿の分析から明らかになったのは、厚生労働省が採用した算定方法の最も致命的な欠陥が、各世帯の経済状況によって大きく異なるウエイトを無視し、平均的なウエイトを使用して算定した「生活扶助相当CPI」を根拠に、生活扶助基準引き下げを目論んでいる点に見出されるということである。

このまま厚生労働省の主張する通りに生活扶助基準が引き下げられることがあれば、それは、この国の「健康で文化的な最低限度の生活」水準が、被保護世帯の消費実態を完全に無視した計算結果を根拠に引き下げられるということを意味する。

そして、そのことはさらに、生活保護基準の設定をめぐる、「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちお

う、厚生大臣の合目的な裁量に委されてお
り、その判断は、不当の問題として政府の
政治責任が問われることはあつても、直ちに
違法の問題を生ずることはない。ただ、現実
の生活条件を無視して著しく低い基準を設定
する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に
反し、法律によつて与えられた裁量権の限界
をこえた場合または裁量権を濫用した場合に
は、違法な行為として司法審査の対象となる
ことをまぬかれない」とする朝日訴訟最高裁
判決（昭和四二年五月二四日大法院判決）が
いうところの「現実の生活条件を無視して著
しく低い基準を設定する等憲法および生活保
護法の趣旨・目的に反し、法律によつて与え
られた裁量権の限界をこえた場合または裁量
権を濫用した場合」に当たると考えることが
できる。⁽¹⁾

したがって、あくまでも厚生労働省が生活
扶助基準引き下げを強行する場合には訴訟の
提起も含めた対応を検討する必要があるが、
そのような状況に立ち至る前に、厚生労働省
はその主張をいったん白紙撤回し、最低限、
以下のような方法にもとづく生活扶助基準検
証作業を行うべきである。すなわち、仮に
「生活扶助相当CPI」なる概念に固執する
としても、その算定に被保護世帯の消費実態

が正しく反映される方法が採用されるのでな
ければならないのである。

具体的には、白井論文も指摘している通り、
被保護世帯の消費実態を調査した「社会保障
生計調査」のデータを使用すべきである。注
(2)でもふれた四月一二日の衆議院予算委
員会第五分科会（会議録は本号二七頁参照）
において、衆議院議員長妻昭は同調査にふれ、
一年間は厚生労働省に保管されている原票を
使つて「生活扶助相当CPI」を算定しな
すよう提案した。⁽²⁾

ところが、これに対する田村憲久厚生労働
大臣の答弁は、次のような驚くべきものであ
った。この「社会保障生計調査」は、精緻に
行っているものではなく、一〇〇〇世帯（正
確には一一一〇世帯）という対象世帯（サン
プル）数も十分ではないため、使用できない
というのである。厚生労働省がそのホームペ
ージ上で公開している通り、「統計法に基づ
く一般統計調査」として位置づけられ、毎年、
厚生労働省自らが企画し、税金を投入して実
施されている調査が使用できないとはどうい
うことなのであろうか。

この答弁に対し長妻はそれでは「税金の無
駄」ではないかと追及したが、それだけでは
済まない問題であると言わなければならない。

ケースワーカーも、さらには被保護世帯もこの調査に協力しており、とりわけ被保護世帯にあっては、一年間にわたって毎日、購入したすべての品目と価格などを記入した家計簿をつけているわけであるが、同調査の最高責任者である厚生労働大臣が、これらの努力を意味がないものであると国会の場で断言したことになるからである。

しかも、同調査は、「調査の目的」として、「被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等、生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ること」(傍点―筆者)をはっきりと掲げている。今回はまさにこの「生活保護基準の改定」が課題とされているのであるから、国会で提案されるまでもなく、厚生労働省自らが真っ先にこの調査を使用するのが当然ではないのだろうか。さらに言えば、具体的な提案を受けたにもかかわらず、同調査は使えないなどと答弁したのは、もし提案通りの検証作業を行うならば、厚生労働省の主張がいとも簡単に崩壊してしまうということとを、実は同省自身も認識しているからであると思われる。

また、本稿で筆者が使用した「年間収入五

分位階級」をさらに詳細に分析した「年間収入十分位階級」のデータも存在している。しかもこの中の第Ⅰ階級こそは、社会保障審議会に設置された生活保護基準部会において、被保護世帯との比較対象として設定された階層なのである。しかし、注(4)に述べた通り、公表されているものはウエイトを計算するに必要な品目の分類が粗く、厚生労働省による「生活扶助相当CPI」との比較は不可能である。しかしながら、この原票も総務省に保管されているはずであるから、「生活扶助相当CPI」と比較可能なデータを作成することは可能なはずである。厚生労働大臣が「社会保障生計調査」が精緻なものではなく、サンプル数も少ないから使用できないと言っているのであれば、この年間収入十分位階級の第Ⅰ階級にみられる消費実態のデータを補完的に使用することで、「精緻」な分析が可能になるはずである。

そして万一、厚生労働省とその責任者である厚生労働大臣が、この二つの調査データをを使用して、あらためて被保護世帯の消費実態を正しく反映した「生活扶助相当CPI」を計算し直す作業を行うことさえ拒否するのであれば、筆者が本稿で提示した「年間収入五分位階級における第Ⅰ階級の消費実態」のう

ち、厚生労働省が生活扶助で賄う主たる品目として採用している「食料」と「光熱・水道」に限定した計算結果を生活扶助基準見直しの根拠として採用し、その引き上げを行うことが、誠実かつ潔い態度であるというべきであろう。

おわりに

今回、本稿において行った検証によって、厚生労働省による「生活扶助相当CPI」の算定方法によっては、生活扶助基準を引き下げる根拠を提示し得ないことが、さらに一層、明らかにしたものである。

そしてそのことは、実のところ、このような複雑な計算をしてみるまでもなく、「拙稿①」及び「拙稿②」の分析結果からみても当然のことなのである。にもかかわらず、厚生労働省は、なにゆえに、かように細かな品目を使った「生活扶助相当CPI」なる新しい概念を持ち出したのであろうか。建前としては、生活扶助基準について正確に検証するために生活扶助費からは支出しない品目を除外する必要があったからだとしても強弁するのだろうか、そうではないであろう。被保護世帯の消費実態を一切ふまえない「生活扶助相当

CPI」を算定してしまう不正確さの方がはるかに大きな問題を生じさせるからである。

また、ここまで細かな品目を使用すれば、被保護世帯があまり購入しないような品目を除外することも可能になるはずであるが、そのような作業もなされてはいない。

ということは、厚生労働省の本音は、おそらく以下のようなところにあるのであろう(少なくとも、そのように勘繰られても仕方なからう)。すなわち、ここまで細かな品目を使用しておけば、一般に入手可能なデータでは被保護世帯の消費実態を正確にふまえた反論はなし得ないであろうし、一定程度まで分析を加えることが可能であるとしても、その作業は煩雑に過ぎ、諦めさせることもできるかもしれない。せいぜいそんなところである可能性が高い。

田村厚生労働大臣は、国会答弁などからも推察されるように、そもそも生活保護法の趣旨を正しく認識し理解することさえできていない⁽¹⁴⁾、まして「生活扶助相当CPI」のラクリについて自ら分析的に把握する能力を持ち合わせてはいないのであろう。だからと言つて大臣が免罪されるわけではないことは言うまでもないが、確信犯であると断じざるを得ない今回の厚生労働省の仕事は犯罪的な

ものであると言つても過言ではなく、早急に撤回されるべきである。

さもなくば、先にも指摘しておいたように、この問題は司法の場において提起され、厚生労働省にとつてこれまで都合が良かった朝日訴訟最高裁判決それ自体によつて、今回の厚生労働省の仕事が裁かれることを結果する可能性が高いといえよう。

(1) 詳細は、拙稿「消費者物価指数と生活保護基準」(本誌第一五七三号二〇一二年一月)、「消費者物価指数と生活保護基準」(その2)(本誌第一五八〇号二〇一三年二月)を参照されたい。なお、本誌第一五八二号(二〇一三年三月)に、「ナショナル・ミニマム」とは何か」と題して、そもそも生活保護基準をどのように考えるべきかについて、筆者の基本的な見解を提示しておいた。あわせて参照していただければ幸いである。

(2) 「ウエイト」とは、「拙稿②」九頁に紹介しておいたように、それぞれの品目に対する支出金額が消費支出全体に占める割合のこと、各階級(階層)によつて、各品目のウエイトには違いがみられる。

なお、四月一二日、衆議院予算委員会第五分科会における衆議院議員長妻昭の質問に対して田村憲久厚生労働大臣は、勤労者世帯年間収入五分位階級の数値は働いている人のも

のなので被保護世帯と一律に比較できない旨の答弁を行ったが、所得階層を完全に無視した平均値をもつて一律に比較している厚生労働省の手法をどう評価するのであろうか。ちなみに、本稿において分析対象としている年間収入五分位階級別のデータは、勤労者世帯に限定されない「総世帯」の消費実態であることを付言しておく。

(3) 消費者物価指数と家計調査との関係については、「消費者物価指数のしくみと見方」八〇九頁 (<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2010/nikata/pdf/0.pdf>) などを参照されたい。なお、この資料には、注(2)でも簡単に説明した「ウエイト」などについても解説がなされているので、あわせて参照していただきたい。

(4) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?tid=000001100812> から、第一〇表を参照されたい。ちなみに、第三表は「年間収入五分位・十分位階級別一世帯当たり一か月間の収入と支出(総世帯)」であり、より低所得の世帯を抽出できる年間収入十分位階級別のデータを得ることができる。ただし、公表されているものはウエイトを計算するに必要な品目の分類が粗く、厚生労働省による「生活扶助相当CPI」との比較は不可能である。しかしながら、のちにふれるように、総務省が保管していると思われる原票(元データ)を使

用するならば、この比較も可能となるはずである。

(5) <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2010/kaisetsu/index.htm>

(6) <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2010/kaisetsu/pdf/4-5.pdf>

(7) 言い訳をするつもりはないが、この数表が巨大なのは筆者のせいではない。厚生労働省が公表した「生活扶助相当CPI」算定方法と比較するためには、これだけの品目について計算しなければならぬことを、まずは認識していただきたい。こうした面倒な検証を諦めさせるために、厚生労働省はあえて必要以上に細かな品目設定をしているのではないかと勘繰りたくなるほどなのである。しかしながら、のちに主要な品目について指摘するように、こうした手法は、かえって政策側の矛盾として顕在化する。すなわち、必要以上に細かな品目設定をしたことよって、採用されている品目それ自体への疑問も出てこざるを得ないのである。

(8) ウエイトの合計値については、年によって調査されていない品目があるため、各年ごとに数値が若干異なる。それらをすべて数表化するとさらに表1が巨大化するため割愛しているが、実際の計算には反映させてあることをお断りしておく(この点は、次にみる第I階級のウエイトについても同様である)。

(9) 「変化率」の算出方法については、注(3)に示した「消費者物価指数のしくみと見方」二九―三二頁などを参照されたい。

(10) 本誌第一五八〇号、一四―一九頁(引用箇所は一七頁)所収。

(11) 「なお、念のために」とする括弧書きの傍論の形をとった朝日訴訟最高裁判決のこの部分は、現在でも多大な影響力を維持している。老齢加算廃止をめぐる東京生存権裁判最高裁判決(平成二四年二月二八日第三小法廷判決)は、「老齢加算の廃止を内容とする保護基準の改定」に関する「厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合」には「違法となる」が、「その判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情はうかがわれない」として、原告の申告を棄却した。朝日訴訟最高裁判決を直接引用こそしていないが、その影響を認めることができる。

その意味では、今回の事態について、このなかなか突破することができなかった朝日訴訟最高裁判決の壁に風穴をあけ得る機会を厚生労働省自らが創り出しつつあるという見方もできるかもしれない。

(12) 「社会保障生計調査」は、「生活扶助相当CPI」算定に使用されているような細

かな品目に対する数値は公表されておらず、「十大品目」の数値しか知ることができない。しかし、長妻が提案したように、原票を使用するならば、「生活扶助相当CPI」算定に使用したレベルの各品目それぞれに対する被保護世帯の消費実態を明らかにすることが可能となるのである。

(13) 同調査の概要については、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/70-15a.html#ink01>を参照されたい。

(14) 四月一二日の国会答弁において、田村厚生労働大臣は、生活保護の給付を受けることを「恩恵」という言葉で表現したが、このことなどはその典型である。現行生活保護法(昭和二五年五月四日法律第一四四号)において、明確に「保護請求権」が法的権利として承認され、さらにその貫徹を担保する不服申立制度も用意されてから、既に六〇年以上が経過しているわけであるが、同法運営の最高責任者たる大臣の認識はいかなるものであろうか。

(いけだ・かずひこ)

表1 総世帯平均と年間収入五分位階級中第Ⅰ階級に属する世帯との「生活扶助相当CPI」比較

出所：総務省「消費者物価指数」および「家計調査」をもとに筆者作成

品 目		比 較 対 象 年										平均 第Ⅰ階級 ウエイト		
		2004年			2008年			2011年			2012年			
	CPI	×平均 ウエイト	×第Ⅰ階級 ウエイト	CPI	×平均 ウエイト	×第Ⅰ階級 ウエイト	CPI	×平均 ウエイト	×第Ⅰ階級 ウエイト	CPI	×平均 ウエイト	×第Ⅰ階級 ウエイト		
穀 類	米類	126.6	9621.6	12406.8	103.2	7843.2	10113.6	96.0	7296.0	9408.0	104.8	76		
	パン	92.6	7315.4	7778.4	103.8	8200.2	8719.2	100.2	7915.8	8416.8	100.0	79		
	ゆでうどん	96.5	965.0	1254.5	99.6	996.0	1294.8	100.1	1001.0	1301.3	99.6	10		
	干しうどん	91.9	735.2	1010.9	96.4	771.2	1060.4	100.3	802.4	1103.3	100.6	8		
	スバゲツテイ	92.6	370.4	277.8	113.3	453.2	339.9	98.8	395.2	296.4	99.0	4		
	即席めん	86.4	1296.0	1728.0	100.1	1501.5	2002.0	99.5	1492.5	1990.0	99.2	15		
	生中華めん	96.1	1153.2	1345.4	100.2	1202.4	1402.8	97.8	1173.6	1369.2	96.5	12		
	ゆで沖縄そば	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	99.6	99.6	0.0	103.1	1		
	他の穀類	103.3	1342.9	1652.8	101.1	1314.3	1617.6	99.3	1290.9	1588.8	98.2	13		
	生鮮魚介	100.2	12825.6	14028.0	104.1	13324.8	14574.0	100.9	12915.2	14126.0	101.6	128		
魚 介 類	塩さけ	97.1	873.9	1262.3	99.0	891.0	1287.0	102.3	920.7	1329.9	102.9	9		
	たらこ	112.3	1347.6	1909.1	110.9	1330.8	1885.3	96.3	1155.6	1637.1	95.0	13		
	しらすが干し	97.5	585.0	975.0	103.4	620.4	1034.0	102.4	614.4	1024.0	110.6	12		
	塩干魚介	100.2	501.0	901.8	101.9	509.5	917.1	99.3	496.5	893.7	99.9	6		
	干しあじ	108.1	216.2	648.6	106.4	212.8	638.4	100.9	201.8	605.4	100.7	5		
	煮干し	108.1	216.2	648.6	106.4	212.8	638.4	100.9	201.8	605.4	100.7	2		
	ししゃも	93.5	187.0	654.5	104.5	209.0	731.5	97.2	194.4	680.4	96.9	2		
	いくら	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	102.8	514.0	1439.2	121.2	7		
	魚肉練製品	84.6	2030.4	2622.6	95.9	2301.6	2972.9	97.2	2332.8	3013.2	94.9	5		
	他の魚介加工品	94.5	2551.5	3402.0	100.4	2710.8	3614.4	101.6	2743.2	3657.6	102.8	14		
肉 類	生鮮肉	95.5	15184.5	13083.5	102.8	16345.2	14083.6	100.2	15931.8	13727.4	99.5	27		
	ハム	95.1	1616.7	1711.8	105.0	1785.0	1890.0	98.0	1666.0	1764.0	96.7	159		
	ソーセージ	91.0	1911.0	1729.0	104.4	2192.4	1983.6	99.2	2083.2	1884.8	97.6	137		
	ベーコン	88.8	621.6	532.8	101.7	711.9	610.2	99.4	695.8	596.4	97.5	17		
	ポーク缶詰	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	94.7	94.7	0.0	1643.9	2049.6	1854.4	21
	乳卵類	95.5	10123.0	11651.0	99.5	10547.0	12139.0	100.2	10621.2	12224.4	98.1	682.5	585.0	7
	キヤベツ	94.3	848.7	1037.3	81.0	729.0	891.0	87.3	785.7	960.3	86.7	92.8	92.8	1
	ほうれんそう	95.9	767.2	959.0	83.7	669.6	837.0	94.8	758.4	948.0	104.1	10398.6	11968.2	106
	はくさい	108.4	433.6	650.4	88.4	353.6	530.4	99.2	396.8	595.2	90.5	780.3	953.7	9
	ねぎ	86.5	951.5	1124.5	84.1	925.1	1093.3	88.9	977.9	1155.7	86.0	832.8	1041.0	8
野菜・海藻	レタス	105.3	842.4	842.4	85.0	680.0	680.0	91.4	731.2	731.2	95.5	362.0	543.0	4
	ブロッコリー	95.9	575.4	575.4	94.4	566.4	566.4	98.3	589.8	589.8	99.8	946.0	1118.0	11
	もやし	109.5	438.0	438.0	108.5	434.0	434.0	97.6	390.4	390.4	95.8	764.0	764.0	8
												598.8	598.8	6

アスパラガス	100.4	502.0	502.0	106.4	532.0	532.0	102.8	514.0	514.0	100.4	502.0	502.0	5	5
さつまいも	97.1	291.3	388.4	103.3	309.9	413.2	105.3	315.9	421.2	98.6	295.8	394.4	3	4
じゃがいも	81.0	648.0	810.0	78.9	631.2	789.0	103.6	828.8	1036.0	88.7	709.6	887.0	8	10
さといも	82.1	246.3	328.4	110.7	332.1	442.8	109.6	328.8	438.4	100.0	300.0	400.0	3	4
だいこん	103.2	516.0	722.4	85.9	429.5	601.3	92.5	462.5	647.5	98.4	492.0	688.8	5	7
にんじん	82.5	577.5	742.5	96.9	678.3	872.1	102.0	714.0	918.0	98.4	688.8	885.6	7	9
ごぼう	95.5	286.5	382.0	103.8	311.4	415.2	108.5	325.5	434.0	111.8	335.4	447.2	3	4
たまねぎ	80.8	808.0	888.8	77.1	771.0	848.1	100.6	1006.0	1106.6	94.0	940.0	1034.0	10	11
れんこん	98.1	294.3	294.3	99.1	297.3	297.3	100.4	301.2	301.2	104.1	312.3	312.3	3	3
ながいも	107.7	430.8	1077.0	89.4	357.6	894.0	94.3	377.2	943.0	102.7	410.8	1027.0	4	10
しょうが	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	99.7	299.1	498.5	97.2	291.6	486.0	3	5
えだまめ	91.1	273.3	364.4	98.8	296.4	395.2	99.8	299.4	399.2	92.8	278.4	371.2	3	4
さやいんげん	85.1	255.3	340.4	89.2	267.6	356.8	98.0	294.0	392.0	94.4	283.2	377.6	3	4
かぼちゃ	84.8	339.2	508.8	93.3	373.2	559.8	97.7	390.8	586.2	91.5	366.0	549.0	4	6
きゅうり	93.3	933.0	1212.9	95.8	958.0	1245.4	99.5	995.0	1293.5	97.6	976.0	1268.8	10	13
なす	93.5	467.5	748.0	93.2	466.0	745.6	102.7	513.5	821.6	97.2	486.0	777.6	5	8
トマト	88.3	1677.7	2472.4	86.9	1651.1	2433.2	95.6	1816.4	2676.8	104.3	1981.7	2920.4	19	28
ピーマン	75.8	379.0	454.8	86.7	433.5	520.2	90.2	451.0	541.2	88.3	441.5	529.8	5	6
生いたけ	100.5	603.0	703.5	109.5	657.0	766.5	97.6	585.6	683.2	96.7	580.2	676.9	6	7
えのきだけ	116.5	932.0	932.0	113.7	909.6	909.6	95.0	760.0	760.0	98.7	789.6	789.6	8	8
しめじ	111.2	889.6	889.6	105.2	841.6	841.6	92.6	740.8	740.8	87.7	701.6	701.6	8	8
にがうり	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	119.1	119.1	0.0	114.9	114.9	0.0	1	0
とうが	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	126.9	126.9	0.0	98.6	98.6	0.0	1	0
乾物・加工品類	98.9	9593.3	12461.4	100.7	9767.9	12688.2	99.6	9661.2	12549.6	99.5	9651.5	12537.0	97	126
果物	95.7	9282.9	13972.2	97.1	9418.7	14176.6	100.6	9758.2	14687.6	103.4	10029.8	15096.4	97	146
油脂	96.8	1064.8	1161.6	111.1	1222.1	1333.2	99.8	1097.8	1197.6	98.9	1087.9	1186.8	11	12
食塩	101.7	203.4	305.1	100.9	201.8	302.7	99.6	199.2	298.8	99.5	199.0	298.5	2	3
しょう油	97.7	781.6	977.0	100.6	804.8	1006.0	97.8	782.4	978.0	96.6	772.8	966.0	8	10
みそ	98.1	882.9	1079.1	100.3	902.7	1103.3	99.5	895.5	1094.5	98.3	884.7	1081.3	9	11
砂糖	90.8	454.0	817.2	97.1	485.5	873.9	102.8	514.0	925.2	103.0	515.0	927.0	5	9
酢	93.6	468.0	561.6	95.9	479.5	575.4	99.2	496.0	595.2	98.5	492.5	591.0	5	6
ソース	114.3	342.9	342.9	106.6	319.8	319.8	97.9	293.7	293.7	95.7	287.1	287.1	3	3
ケチャップ	120.8	241.6	241.6	113.9	227.8	227.8	98.7	197.4	197.4	96.5	193.0	193.0	2	2
マヨネーズ	97.1	485.5	485.5	107.8	539.0	539.0	98.1	490.5	490.5	96.8	484.0	484.0	5	5
ドレッシング	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	99.2	595.2	694.4	96.2	577.2	673.4	6	7
ジャム	100.3	401.2	601.8	99.7	398.8	598.2	99.9	399.6	599.4	99.3	397.2	595.8	4	6
カレールウ	96.2	577.2	481.0	101.6	609.6	508.0	100.2	601.2	501.0	96.2	577.2	481.0	6	5
即席スープ	81.7	735.3	898.7	79.9	719.1	878.9	99.3	893.7	1092.3	102.3	920.7	1125.3	9	11

調味精料	風味調味料	118.2	827.4	1063.8	110.6	774.2	995.4	100.2	701.4	901.8	100.9	706.3	908.1	7	9
	ふりかけ	104.1	520.5	520.5	102.2	511.0	511.0	99.7	498.5	498.5	97.7	488.5	488.5	5	5
調味料	液体調味料	108.7	1630.5	1847.9	105.3	1579.5	1790.1	97.6	1464.0	1659.2	94.2	1413.0	1601.4	15	17
	中華合わせ調味料	-	0.0	0.0	103.2	309.6	309.6	98.8	296.4	296.4	97.2	291.6	291.6	3	3
菓子類	バスタソース	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	98.5	295.5	295.5	96.6	289.8	289.8	3	3
	主食用調味料	92.5	20720.0	22107.5	97.9	21929.6	23398.1	99.5	22288.0	23780.5	98.9	22153.6	23637.1	224	239
調理食品	うなぎかば焼き	98.9	11373.5	16813.0	100.5	11557.5	17085.0	99.5	11442.5	16915.0	98.4	11316.0	16728.0	115	170
	サラダ	73.2	1024.8	878.4	97.7	1367.8	1172.4	110.8	1551.2	1329.6	135.4	1895.6	1624.8	14	12
調理食品	コロッケ	94.8	1327.2	2370.0	100.4	1405.6	2510.0	101.2	1416.8	2530.0	101.5	1421.0	2537.5	14	25
	豚カツ	99.7	1595.2	2093.7	102.4	1638.4	2150.4	100.5	1608.0	2110.5	100.3	1604.8	2106.3	16	21
調理食品	からあげ	98.7	1184.4	1381.8	102.5	1230.0	1435.0	99.9	1198.8	1398.6	98.8	1185.6	1383.2	12	14
	ぎょうざ	97.4	2824.6	4188.2	101.1	2931.9	4347.3	99.5	2885.5	4278.5	99.5	2885.5	4278.5	29	43
調理食品	やきとり	95.4	1335.6	1621.8	95.8	1341.2	1628.6	101.2	1416.8	1720.4	100.6	1408.4	1710.2	14	17
	冷凍調理コロッケ	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	98.8	889.2	988.0	98.4	885.6	984.0	9	10
調理食品	冷凍調理ハンバーグ	81.1	1054.3	648.8	99.9	1298.7	799.2	100.3	1303.9	802.4	103.2	1341.6	825.6	13	8
	調理カレー	-	0.0	0.0	96.2	1250.6	769.6	100.4	1305.2	803.2	97.0	1261.0	776.0	13	8
調理食品	混ぜごはんのもと	110.2	440.8	661.2	107.8	431.2	646.8	98.9	395.6	593.4	97.2	388.8	583.2	4	6
	煮豆	125.7	251.4	502.8	110.1	220.2	440.4	99.2	198.4	396.8	97.0	194.0	388.0	2	4
調理食品	焼き魚	91.5	457.5	732.0	98.7	493.5	789.6	100.0	500.0	800.0	98.5	492.5	788.0	5	8
	きんぴら	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	99.9	1298.7	2097.9	101.8	1323.4	2137.8	13	21
飲料	清酒	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	100.4	803.2	1305.2	101.5	812.0	1319.5	8	13
	焼酎	110.4	15676.8	19540.8	104.6	14853.2	18514.2	99.5	14129.0	17611.5	98.4	13972.8	17416.8	142	177
飲料	ビール	111.2	2112.8	2891.2	103.9	1974.1	2701.4	97.9	1860.1	2545.4	96.3	1829.7	2503.8	19	26
	発泡酒	96.7	2127.4	2417.5	99.3	2184.6	2482.5	99.5	2189.0	2487.5	97.9	2153.8	2447.5	22	25
酒類	ウイスキー	103.0	4326.0	5047.0	102.6	4309.2	5027.4	99.2	4166.4	4860.8	98.3	4128.6	4816.7	42	49
	ワイン	102.1	1327.3	1327.3	102.1	1327.3	1327.3	99.0	1287.0	1287.0	98.2	1276.6	1276.6	13	13
酒類	ワイン(輸入品)	106.7	426.8	320.1	101.5	406.0	304.5	101.4	405.6	304.2	98.3	393.2	294.9	4	3
	チューハイ	105.9	211.8	211.8	103.6	207.2	207.2	99.3	198.6	198.6	98.2	196.4	196.4	2	2
飲料	ビール(風アルコル飲料)	92.7	463.5	463.5	99.2	496.0	496.0	96.6	483.0	483.0	96.3	481.5	481.5	5	5
	うどん	-	0.0	0.0	103.3	413.2	413.2	98.5	394.0	394.0	97.6	390.4	390.4	4	4
飲料	中華そば	-	0.0	0.0	102.6	1333.8	1333.8	98.4	1279.2	1279.2	96.7	1257.1	1257.1	13	13
	沖縄そば	94.5	2551.5	1795.5	98.2	2651.4	1865.8	100.4	2710.8	1907.6	100.5	2713.5	1909.5	27	19
飲料	スパゲッティ(外食)	95.6	2868.0	1720.8	98.7	2961.0	1776.6	100.0	3000.0	1800.0	100.2	3006.0	1803.6	30	18
	すしA	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	101.0	101.0	0.0	1	0
飲料	すしB	97.4	974.0	487.0	100.0	1000.0	500.0	99.9	999.0	499.5	99.9	999.0	499.5	10	5
	親子どんぶり	-	0.0	0.0	97.9	1566.4	881.1	101.1	1617.6	909.9	100.9	1614.4	908.1	16	9
飲料	外食	95.5	4679.5	2578.5	98.2	4811.8	2651.4	100.0	4900.0	2700.0	100.3	4914.7	2708.1	49	27
	親子どんぶり	96.7	386.8	290.1	98.6	394.4	295.8	100.1	400.4	300.3	100.1	400.4	300.3	4	3

	天どん	96.7	1257.1	870.3	98.5	1280.5	886.5	99.8	1297.4	898.2	99.9	1298.7	899.1	13	9
	カレーライス	96.8	4065.6	2807.2	98.9	4153.8	2868.1	100.2	4208.4	2905.8	100.5	4221.0	2914.5	42	29
	牛どん	109.3	1311.6	874.4	104.5	1254.0	836.0	100.5	1206.0	804.0	98.5	1182.0	788.0	12	8
	フライ	98.8	494.0	395.2	99.1	495.5	396.4	99.6	498.0	398.4	99.7	498.5	398.8	5	4
	フライドチキン	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	103.3	3202.3	2169.3	103.4	3205.4	2171.4	31	21
	ぎょうざ(外食)	98.4	2263.2	885.6	100.0	2300.0	900.0	99.8	2295.4	898.2	99.4	2286.2	894.6	23	9
	ハンバーグ	99.0	1188.0	495.0	99.6	1195.2	498.0	100.2	1202.4	501.0	100.7	1208.4	503.5	12	5
	焼肉	-	0.0	0.0	99.6	6972.0	2888.4	99.3	6951.0	2879.7	98.6	6902.0	2859.4	70	29
	お子様ランチ	99.4	99.4	0.0	102.8	102.8	0.0	99.6	99.6	0.0	99.5	99.5	0.0	1	0
	ハンバーガー	97.7	2149.4	879.3	103.6	2279.2	932.4	100.4	2208.8	903.6	100.4	2208.8	903.6	22	9
	サンドイッチ	96.8	290.4	96.8	99.0	297.0	99.0	100.2	300.6	100.2	100.3	300.9	100.3	3	1
	ピザパイ	98.6	1380.4	295.8	99.9	1398.6	299.7	100.1	1401.4	300.3	99.9	1398.6	299.7	14	3
	ドーナツ	-	0.0	0.0	99.2	892.8	198.4	100.3	902.7	200.6	100.5	904.5	201.0	9	2
	コーヒ-	96.9	1744.2	2325.6	99.4	1789.2	2385.6	100.5	1809.0	2412.0	100.9	1816.2	2421.6	18	24
	ビール(外食)	97.4	8473.8	9350.4	99.4	8647.8	9542.4	100.1	8708.7	9609.6	100.3	8726.1	9628.8	87	96
学校給食		除外品目	0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目	32	6
家賃		除外品目	0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目	1865	920
持家の帰属家賃		除外品目	0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目	1558	0
設備修繕・維持	シンテムバス	除外品目	0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目	9	8
	温水洗浄便座	除外品目	0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目	9	8
	給湯器	除外品目	0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目	28	25
	シンテムキッチン	除外品目	0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目	15	14
	板材	92.9	371.6	371.6	99.7	398.8	398.8	99.4	397.6	397.6	98.9	395.6	395.6	4	4
	塗料	-	0.0	0.0	97.5	292.5	292.5	99.9	299.7	299.7	100.3	300.9	300.9	3	3
	鍵	-	0.0	0.0	97.4	292.2	292.2	99.5	298.5	298.5	99.1	297.3	297.3	3	3
工事その他のサービス		除外品目	0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目		0.0	除外品目	185	203
光熱・水道		93.7	65964.8	91826.0	104.5	73568.0	102410.0	103.3	72723.2	101234.0	107.3	75539.2	105154.0	704	980
家庭用耐久財	電子レンジ	197.2	788.8	591.6	138.2	552.8	414.6	81.4	325.6	244.2	61.9	247.6	185.7	4	3
	電気炊飯器	134.9	1079.2	809.4	118.2	945.6	709.2	86.5	692.0	519.0	78.7	629.6	472.2	8	6
	電気ポット	128.0	256.0	256.0	108.5	217.0	217.0	93.2	186.4	186.4	86.5	173.0	173.0	2	2
	ガステーズル	128.8	772.8	1159.2	114.6	687.6	1031.4	91.0	546.0	819.0	82.2	493.2	739.8	6	9
	電気冷蔵庫	217.1	4559.1	3256.5	137.0	2877.0	2055.0	74.1	1556.1	1111.5	52.3	1098.3	784.5	21	15
	電気掃除機(全自動洗濯機)	165.1	990.6	1485.9	129.2	775.2	1162.8	80.5	483.0	724.5	71.4	428.4	642.6	6	9
	電気洗濯機(洗濯乾燥機)	205.8	1440.6	823.2	134.5	941.5	538.0	82.5	577.5	330.0	73.0	511.0	292.0	7	4
	電気アイロン	-	0.0	0.0	162.2	811.0	486.6	72.5	362.5	217.5	49.5	247.5	148.5	5	3
冷暖房器具		127.4	127.4	0.0	115.0	115.0	0.0	92.3	92.3	0.0	86.5	86.5	0.0	1	0
一般家具		137.0	6028.0	4932.0	114.8	5051.2	4132.8	90.0	3960.0	3240.0	90.0	3960.0	3240.0	44	36
		99.3	1588.8	695.1	102.4	1638.4	716.8	97.9	1566.4	685.3	98.0	1568.0	686.0	16	7

家具・家事用品	室内装備品		117.2	2812.8	2930.0	107.1	2570.4	2677.5	96.6	2318.4	2415.0	95.1	2282.4	2377.5	24	25
	寝具類		109.1	2618.4	2072.9	105.5	2532.0	2004.5	99.9	2397.6	1898.1	101.6	2438.4	1930.4	24	19
	食器類		97.4	1363.6	1071.4	101.1	1415.4	1112.1	99.2	1388.8	1091.2	98.7	1381.8	1085.7	14	11
	台所用密閉容器		100.1	200.2	100.1	101.9	203.8	101.9	99.3	198.6	99.3	98.7	197.4	98.7	2	1
家事雑貨	なべ		94.6	662.2	567.6	100.6	704.2	603.6	99.0	693.0	594.0	98.2	687.4	589.2	7	6
	フライパン		-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	101.5	710.5	609.0	102.1	714.7	612.6	7	6
	たわし		97.3	194.6	194.6	99.8	199.6	199.6	99.5	199.0	199.0	98.5	197.0	197.0	2	2
	電球・蛍光灯		98.5	985.0	1182.0	99.1	991.0	1189.2	99.6	996.0	1195.2	107.1	1071.0	1285.2	10	12
他の雑貨	タオル		105.5	1160.5	1160.5	104.0	1144.0	1144.0	100.7	1107.7	1107.7	104.1	1145.1	1145.1	11	11
	ビニールホース		87.2	348.8	436.0	94.3	377.2	471.5	100.2	400.8	501.0	100.8	403.2	504.0	4	5
	浄水器		115.0	460.0	575.0	111.2	444.8	556.0	98.1	392.4	490.5	93.1	372.4	465.5	4	5
	ペット		-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	99.5	895.5	895.5	102.7	924.3	924.3	9	9
家事用消耗品	家事サービス		106.1	8063.6	9655.1	105.3	8002.8	9582.3	98.0	7448.0	8918.0	96.2	7311.2	8754.2	76	91
	和服		98.4	3050.4	3739.2	99.6	3087.6	3784.8	99.6	3087.6	3784.8	99.6	3087.6	3784.8	31	38
	男子学生服		101.8	916.2	1119.8	100.9	908.1	1109.9	100.8	907.2	1108.8	101.4	912.6	1115.4	9	11
	男子学生服		96.9	678.3	193.8	99.1	693.7	198.2	107.8	754.6	215.6	111.3	779.1	222.6	7	2
洋服 (男子洋服)	背広服(夏物, 中級品)		-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	101.9	509.5	101.9	103.6	518.0	103.6	5	1
	背広服(冬物, 中級品)		97.2	486.0	97.2	102.9	514.5	102.9	106.3	531.5	106.3	109.9	549.5	109.9	5	1
	背広服(冬物, 普通品)		-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	98.7	394.8	98.7	102.3	409.2	102.3	4	1
	男子上着		96.6	772.8	289.8	107.4	859.2	322.2	98.5	788.0	295.5	103.0	824.0	309.0	8	3
洋服 (男子洋服)	男子ズボン(夏物)		94.1	470.5	470.5	99.0	495.0	495.0	101.4	507.0	507.0	102.8	514.0	514.0	5	5
	男子ズボン(冬物)		98.3	491.5	491.5	101.1	505.5	505.5	101.9	509.5	509.5	104.8	524.0	524.0	5	5
	男子ズボン(ジーンズ)		98.0	294.0	196.0	100.8	302.4	201.6	98.9	296.7	197.8	98.2	294.6	196.4	3	2
	男子コート		101.1	505.5	101.1	102.4	512.0	102.4	102.4	512.0	102.4	102.5	512.5	102.5	5	1
洋服 (婦人洋服)	男子学生服		除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	除外品目	0.0	1
	婦人スーツ(春夏物, 中級品)		103.0	824.0	515.0	99.4	795.2	497.0	101.5	812.0	507.5	100.0	800.0	500.0	8	5
	婦人スーツ(春夏物, 普通品)		-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	100.9	302.7	201.8	100.9	302.7	201.8	3	2
	婦人スーツ(秋冬物, 中級品)		96.0	768.0	480.0	99.9	799.2	499.5	100.9	807.2	504.5	101.9	815.2	509.5	8	5
洋服 (婦人洋服)	婦人スーツ(秋冬物, 普通品)		-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	100.8	302.4	201.6	102.6	307.8	205.2	3	2
	ワンピース(春夏物)		94.1	470.5	282.3	98.9	494.5	296.7	101.6	508.0	304.8	99.6	498.0	298.8	5	3
	ワンピース(秋冬物)		101.2	506.0	303.6	105.7	528.5	317.1	101.3	506.5	303.9	103.0	515.0	309.0	5	3
	婦人上着		100.3	1504.5	1905.7	103.9	1558.5	1974.1	98.9	1483.5	1879.1	97.2	1458.0	1846.8	15	19
洋服 (婦人洋服)	スカート(春夏物)		96.9	387.6	290.7	103.7	414.8	311.1	101.4	405.6	304.2	100.7	402.8	302.1	4	3
	スカート(秋冬物)		91.3	365.2	273.9	101.5	406.0	304.5	99.4	397.6	298.2	99.0	396.0	297.0	4	3
	婦人スラックス(冬物)		89.8	1077.6	1257.2	100.6	1207.2	1408.4	99.3	1191.6	1390.2	98.4	1180.8	1377.6	12	14
	婦人スラックス(ジーンズ)		102.8	1233.6	1439.2	106.6	1279.2	1492.4	95.7	1148.4	1339.8	92.0	1104.0	1288.0	12	14
洋服 (婦人洋服)	婦人コート		102.4	1331.2	1536.0	105.9	1376.7	1588.5	107.9	1402.7	1618.5	109.7	1426.1	1645.5	13	15
	女子学生服		除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	除外品目	0.0	0

履物類	子供洋服	110.2	2644.8	1212.2	107.5	2580.0	1182.5	92.7	2224.8	1019.7	89.3	2143.2	982.3	24	11
	男子靴	99.2	11606.4	11705.6	101.9	11922.3	12024.2	99.8	11676.6	11776.4	100.0	11700.0	11800.0	117	118
	婦人靴	104.2	1042.0	729.4	104.2	1042.0	729.4	99.6	996.0	697.2	98.5	985.0	689.5	10	7
	子供靴	97.2	1944.0	2235.6	101.0	2020.0	2323.0	98.4	1968.0	2263.2	98.0	1960.0	2254.0	20	23
	運動靴	102.9	308.7	102.9	98.1	294.3	98.1	97.6	292.8	97.6	96.9	290.7	96.9	3	1
	サンダル	103.3	1136.3	929.7	99.7	1096.7	897.3	99.4	1093.4	894.6	99.0	1089.0	891.0	11	9
	スリッパ	101.6	203.2	203.2	101.0	202.0	202.0	99.3	198.6	198.6	99.5	199.0	199.0	2	2
	他の被服類	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	95.9	191.8	191.8	95.6	191.2	191.2	2	2
	被服関連サービス	107.2	3537.6	3537.6	103.8	3425.4	3425.4	99.4	3280.2	3280.2	99.1	3270.3	3270.3	33	33
	医薬品・健康保持用摂取品	94.7	2556.9	1988.7	99.0	2673.0	2079.0	100.1	2702.7	2102.1	100.2	2705.4	2104.2	27	21
保健医療用品・器具	紙おむつ(乳幼児用)	106.0	13674.0	19292.0	103.7	13377.3	18873.4	98.0	12642.0	17836.0	95.8	12338.2	17435.6	129	182
	紙おむつ(大人用)	114.4	686.4	228.8	105.0	630.0	210.0	99.0	594.0	198.0	96.7	580.2	193.4	6	2
	生理用ナプキン	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	98.4	590.4	196.8	96.2	577.2	192.4	6	2
	浴用剤	101.5	1015.0	913.5	99.6	996.0	896.4	106.9	1069.0	962.1	108.9	1089.0	980.1	10	9
	コンタクトレンズ用剤	114.1	570.5	570.5	100.8	504.0	504.0	98.8	494.0	494.0	98.0	490.0	490.0	5	5
	眼鏡	120.7	603.5	603.5	110.8	554.0	554.0	97.3	486.5	486.5	94.6	473.0	473.0	5	5
	コンタクトレンズ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20	16
	ヘルスメーター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10	3
	体温計	122.1	366.3	366.3	119.8	359.4	359.4	85.2	255.6	255.6	75.9	227.7	227.7	3	3
	血圧計	100.6	704.2	804.8	99.1	693.7	792.8	102.0	714.0	816.0	102.5	717.5	820.0	7	8
保健医療サービス	診療代	114.3	457.2	571.5	101.6	406.4	508.0	99.6	398.4	498.0	97.7	390.8	488.5	4	5
	出産入院料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	196	218
	マッサー・ジ料金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3	0
	人間ドック受診料	99.1	991.0	1189.2	100.2	1002.0	1202.4	100.0	1000.0	1200.0	100.1	1001.0	1201.2	10	12
	予防接種料	97.3	778.4	389.2	99.3	794.4	397.2	99.9	799.2	399.6	100.0	800.0	400.0	8	4
	普通運賃(ＪＲ)	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	99.8	399.2	199.6	99.3	397.2	198.6	4	2
	料金(ＪＲ、在来線)	100.0	3200.0	2800.0	100.0	3200.0	2800.0	100.0	3200.0	2800.0	100.0	3200.0	2800.0	32	28
	料金(ＪＲ、新幹線)	100.0	800.0	700.0	100.0	800.0	700.0	99.1	792.8	693.7	98.8	790.4	691.6	8	7
	通学定期(ＪＲ)	100.0	1600.0	1400.0	100.0	1600.0	1400.0	100.0	1600.0	1400.0	100.0	1600.0	1400.0	16	14
	通勤定期(ＪＲ)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5	0
交通・通信	普通運賃(ＪＲ以外)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13	0
	通学定期(ＪＲ)	99.6	2390.4	2091.6	100.0	2400.0	2100.0	99.9	2397.6	2097.9	99.9	2397.6	2097.9	24	21
	通勤定期(ＪＲ)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5	0
	一般路線バス代	99.3	1886.7	2581.8	99.0	1881.0	2574.0	99.9	1898.1	2597.4	99.8	1896.2	2594.8	19	26
	高速バス代	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	100.0	500.0	600.0	100.0	500.0	600.0	5	6
航空運賃	タクシ一代	93.9	1690.2	4131.6	99.4	1789.2	4373.6	100.0	1800.0	4400.0	100.0	1800.0	4400.0	18	44
	航空運賃	99.1	2180.2	693.7	103.5	2277.0	724.5	108.1	2378.2	756.7	105.3	2316.6	737.1	22	7

交通・通信	高速道路料金	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	27	11
	自動車	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	177	48
	自転車	88.4	707.2	707.2	96.1	768.8	768.8	100.8	806.4	806.4	101.6	812.8	812.8	0.0	0.0	8	8	
	自動車等維持	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	634	351
	はがき	100.0	300.0	300.0	100.0	300.0	300.0	100.0	300.0	300.0	100.0	300.0	300.0	300.0	300.0	3	3	
	封書	100.0	800.0	800.0	100.0	800.0	800.0	100.0	800.0	800.0	100.0	800.0	800.0	800.0	800.0	8	8	
	固定電話通信料	112.0	10416.0	18256.0	99.9	9290.7	16283.7	100.0	9300.0	16300.0	99.9	9290.7	16283.7	99.9	9290.7	16283.7	93	163
	携帯電話通信料	112.2	24123.0	19859.4	101.6	21844.0	17983.2	100.0	21500.0	17700.0	99.9	21478.5	17682.3	215	21478.5	17682.3	215	177
	運送料	106.8	1602.0	1922.4	106.8	1602.0	1922.4	100.0	1500.0	1800.0	100.0	1500.0	1800.0	15	1500.0	1800.0	15	18
	固定電話機	172.6	517.8	345.2	127.0	381.0	254.0	88.3	264.9	176.6	77.2	231.6	154.4	3	231.6	154.4	3	2
総教育	授業料等	-	0.0	0.0	87.7	4735.8	3858.8	95.9	5178.6	4219.6	89.9	4834.6	3955.6	54	4834.6	3955.6	54	44
	教科書	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	228	0.0	0.0	40	40
	教科書・学習参考教材	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	0.0	4	0.0	0.0	1	1
	学習参考教材	85.3	426.5	85.3	88.7	443.5	88.7	100.0	500.0	998.0	100.0	9700.0	1000.0	5	9700.0	1000.0	5	1
	補習教育	96.7	9379.9	967.0	99.6	9661.2	10084.2	69.1	6702.7	3385.9	66.1	6411.7	3238.9	97	6411.7	3238.9	97	10
	テレビ	-	0.0	0.0	205.8	19962.6	10084.2	69.1	6702.7	3385.9	66.1	6411.7	3238.9	97	6411.7	3238.9	97	49
	携帯型テレビカメラ	212.9	425.8	212.9	151.1	302.2	151.1	93.7	187.4	93.7	75.0	150.0	75.0	2	150.0	75.0	2	1
	電子辞書	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	98.0	490.0	490.0	87.8	439.0	439.0	5	439.0	439.0	5	5
	ビデオレコーダー	-	0.0	0.0	191.6	2490.8	2299.2	60.0	780.0	720.0	47.2	613.6	566.4	13	613.6	566.4	13	12
	パソコン(デスクトップ型)	638.4	6384.0	2553.6	237.2	2372.0	948.8	60.1	601.0	240.4	47.2	472.0	188.8	10	472.0	188.8	10	4
教養・娯楽用品	パソコン(ノート型)	1119.0	22380.0	8952.0	281.6	5632.0	2252.8	76.0	1520.0	608.0	63.5	1270.0	508.0	20	1270.0	508.0	20	8
	プリンタ	357.1	1071.3	357.1	121.9	365.7	121.9	101.3	303.9	101.3	91.5	274.5	91.5	3	274.5	91.5	3	1
	カメラ	655.9	4591.3	2623.6	224.7	1572.9	898.8	72.0	504.0	288.0	57.7	403.9	230.8	7	403.9	230.8	7	4
	ビデオカメラ	360.6	1081.8	0.0	166.2	498.6	0.0	74.2	222.6	0.0	60.6	181.8	0.0	3	0.0	0.0	3	0
	ビデオ	92.0	736.0	92.0	88.6	708.8	88.6	100.0	800.0	100.0	100.0	800.0	100.0	8	800.0	100.0	8	1
	学習机	98.2	294.6	0.0	98.6	295.8	0.0	97.2	291.6	0.0	98.2	294.6	0.0	3	294.6	0.0	3	0
	文房具	96.8	2129.6	1548.8	100.1	2202.2	1601.6	99.6	2191.2	1593.6	98.6	2169.2	1577.6	22	2169.2	1577.6	22	16
	ゴルフクラブ	141.2	706.0	0.0	115.5	577.5	0.0	93.3	466.5	0.0	92.5	462.5	0.0	5	462.5	0.0	5	0
	ゴルフ	95.8	95.8	0.0	96.1	96.1	0.0	97.9	97.9	0.0	98.1	98.1	0.0	1	98.1	0.0	1	0
	テニスラケット	107.8	107.8	0.0	105.3	105.3	0.0	93.7	93.7	0.0	91.6	91.6	0.0	1	91.6	0.0	1	0
教養・娯楽用品	釣ざお	95.2	571.2	190.4	97.1	582.6	194.2	99.1	594.6	198.2	99.0	594.0	198.0	6	594.0	198.0	6	2
	トレーニングパンツ	105.6	3062.4	1795.2	99.8	2894.2	1696.6	96.3	2792.7	1637.1	95.2	2760.8	1618.4	29	2760.8	1618.4	29	17
	水着	114.0	912.0	570.0	107.3	858.4	536.5	98.9	791.2	494.5	98.2	785.6	491.0	8	785.6	491.0	8	5
	家庭用ゲーム機(据置型)	164.2	328.4	164.2	125.9	251.8	125.9	94.3	188.6	94.3	81.8	163.6	81.8	2	163.6	81.8	2	1
	家庭用ゲーム機(携帯型)	-	0.0	0.0	112.5	225.0	112.5	73.8	147.6	73.8	53.0	106.0	53.0	2	106.0	53.0	2	1
	ゲームソフト	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	98.3	589.8	294.9	98.5	591.0	295.5	6	591.0	295.5	6	3
	人形	102.4	307.2	102.4	102.0	306.0	102.0	98.9	296.7	98.9	97.7	293.1	97.7	3	293.1	97.7	3	1
	がん具自動車	107.4	644.4	322.2	105.5	633.0	316.5	99.6	597.6	298.8	97.7	586.2	293.1	6	586.2	293.1	6	3
	がん具	107.4	644.4	322.2	105.5	633.0	316.5	99.6	597.6	298.8	97.7	586.2	293.1	6	586.2	293.1	6	3

切り花	組立がらん具	96.6	579.6	289.8	98.2	589.2	294.6	97.6	585.6	292.8	96.2	577.2	288.6	6	3
	記録型デイスク	99.0	3267.0	5643.0	99.9	3296.7	5694.3	99.7	3290.1	5682.9	100.1	3303.3	5705.7	33	57
メモリーカード		-	0.0	0.0	119.8	239.6	359.4	92.9	185.8	278.7	91.7	183.4	275.1	2	3
	コソバクトデイスク	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	95.0	190.0	190.0	86.4	172.8	172.8	2	2
ビデオソフト		105.7	739.9	739.9	105.7	739.9	739.9	102.1	714.7	714.7	101.1	707.7	707.7	7	7
	ビデオソフト(ビデオソフト)	-	0.0	0.0	101.8	509.0	509.0	100.6	503.0	503.0	101.8	509.0	509.0	5	5
他の娯楽用品	ビデオソフト(ビデオソフト)	116.4	1862.4	1978.8	118.3	1892.8	2011.1	98.4	1574.4	1672.8	96.7	1547.2	1643.9	16	17
	ビデオソフト(ビデオソフト)	103.2	1238.4	1341.6	103.2	1238.4	1341.6	97.7	1172.4	1270.1	96.8	1161.6	1258.4	12	13
園芸用土		91.7	550.2	641.9	98.6	591.6	690.2	99.6	597.6	697.2	99.9	599.4	699.3	6	7
	園芸用肥料	112.3	1010.7	1123.0	106.9	962.1	1069.0	99.0	891.0	990.0	99.1	891.9	991.0	9	10
乾電池		-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	98.3	1474.5	1671.1	96.6	1449.0	1642.2	15	17
	プリンタ用インク	97.3	583.8	875.7	97.8	586.8	880.2	100.4	602.4	903.6	100.3	601.8	902.7	6	9
新聞代		-	0.0	0.0	100.6	804.8	503.0	100.3	802.4	501.5	100.2	801.6	501.0	8	5
	月刊誌	99.8	9580.8	15369.2	99.9	9590.4	15384.6	100.0	9600.0	15400.0	100.0	9600.0	15400.0	96	154
雑誌	週刊誌	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	102.2	1226.4	1124.2	103.1	1237.2	1134.1	12	11
	書籍	89.4	268.2	268.2	96.7	290.1	290.1	100.5	301.5	301.5	102.5	307.5	307.5	3	3
宿泊料		96.9	3003.9	2907.0	99.7	3090.7	2991.0	100.3	3109.3	3009.0	102.0	3162.0	3060.0	31	30
	バス旅行	103.0	11021.0	4017.0	103.9	11117.3	4052.1	97.7	10453.9	3810.3	98.6	10550.2	3845.4	107	39
月謝類	月謝(英会話)	91.5	4758.0	8509.5	114.0	5928.0	10602.0	115.8	6021.6	10769.4	111.8	5813.6	10397.4	52	93
	月謝(書道)	96.9	969.0	96.9	100.9	1009.0	100.9	100.5	1005.0	100.5	100.8	1008.0	100.8	10	1
月謝類	月謝(音楽)	97.2	1069.2	583.2	99.3	1092.3	595.8	99.9	1098.9	599.4	100.0	1100.0	600.0	11	6
	月謝(ダンス)	98.8	2272.4	1383.2	99.6	2290.8	1394.4	100.1	2302.3	1401.4	100.3	2306.9	1404.2	23	14
月謝類	月謝(水泳)	-	0.0	0.0	98.7	1579.2	2270.1	100.6	1609.6	2313.8	101.1	1617.6	2325.3	16	23
	月謝(料理)	95.4	3148.2	1144.8	98.3	3243.9	1179.6	100.1	3303.3	1201.2	100.4	3313.2	1204.8	33	12
月謝類	自動車教習料	94.8	189.6	94.8	98.0	196.0	98.0	100.4	200.8	100.4	100.5	201.0	100.5	2	1
	放送受信料(NHK)	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	0.0	11	2
他の娯楽用品	放送受信料(NHK)	除外品目	0.0	0.0	除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	除外品目	除外品目	0.0	0.0	43	81
	映画観覧料	100.0	500.0	500.0	100.0	500.0	500.0	100.0	500.0	500.0	100.0	500.0	500.0	5	5
他の娯楽用品	映画観覧料	100.3	1705.1	1103.3	100.0	1700.0	1100.0	99.7	1694.9	1096.7	100.0	1700.0	1100.0	17	11
	演劇観覧料	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	100.0	1200.0	700.0	100.0	1200.0	700.0	12	7
他の娯楽用品	サッカー観覧料	97.1	194.2	388.4	98.9	197.8	395.6	100.0	200.0	400.0	100.0	200.0	400.0	2	4
	プロ野球観覧料	97.4	487.0	1071.4	98.1	490.5	1079.1	100.3	501.5	1103.3	100.6	503.0	1106.6	5	11
他の娯楽用品	ゴルフ練習料金	99.8	399.2	299.4	99.7	398.8	299.1	99.6	398.4	298.8	99.3	397.2	297.9	4	3
	ゴルフプレー料金	107.4	4510.8	1181.4	104.4	4384.8	1148.4	97.3	4086.6	1070.3	94.4	3964.8	1038.4	42	11
他の娯楽用品	テニスコート使用料	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	100.8	99.6	99.6	99.6	99.3	99.3	99.3	1	1
	ボウリングゲーム代	96.8	193.6	96.8	99.3	198.6	99.3	100.0	200.0	100.0	99.8	199.6	99.8	2	1
他の娯楽用品	ゲーム使用料	98.9	296.7	197.8	99.6	298.8	199.2	100.9	302.7	201.8	100.3	300.9	200.6	3	2

教養・娯楽 娯楽サービス	他の教養娯楽サービス (入場券代)	写真プリント代 ビデオソフトレンタル料 インターネット接続料 音楽ダウンロード料 獣医代 ペット美容院代	101.5	1928.5	1827.0	100.3	1905.7	1805.4	100.1	1201.2	14740.8	99.5	11741.0	14726.0	118	148
理美容サービス	理美容器具	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	108.2	324.6	649.2	104.7	314.1	628.2	98.7	296.1	592.2	96.4	289.2	578.4	3	6
理美容用品	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	103.1	927.9	1958.9	103.0	927.0	1957.0	99.9	899.1	1898.1	1400.0	98.2	883.8	1865.8	9	19
化粧用品	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	113.4	680.4	2041.2	110.2	661.2	1983.6	99.9	599.4	1798.2	95.7	574.2	1722.6	6	18	109
化粧品の回り用品	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	102.3	9513.9	11150.7	100.9	9383.7	10998.1	98.6	9169.8	10747.4	98.1	9123.3	10692.9	93	63	104
身の回り用品	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	92.2	5808.6	4517.8	101.2	6375.6	4958.8	99.2	6249.6	4860.8	99.3	6255.9	4865.7	93	63	104
たばこ	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	83.5	4425.5	8684.0	91.2	4833.6	9484.8	126.2	6688.6	13124.8	126.2	6688.6	13124.8	53	104	48
他の諸雑費	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	92.2	276.6	368.8	97.8	293.4	391.2	100.0	300.0	400.0	100.0	300.0	400.0	3	3	4
計	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	100.8	302.4	403.2	100.0	300.0	400.0	100.7	302.1	402.8	100.4	301.2	401.6	3	3	4
生活扶助相当 C P I	化粧石けん ポディローゾ 洗顔料 シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き	602590.0	635732.0	106.1	102.1	104.5	103.1	99.5	100.2	99.4	100.4	11559	8741	-	-	-